

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

2019年(平成31年)職員給与等実態調査について	54
第1表 部局別・給料表別人員数	55
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	56
第3表 職員の年齢階層別構成	56
第4表 職員の平均給与月額	58
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	59
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	81
第7表 職員の給料表別扶養親族数	82
第8表 職員の管理職手当の支給状況	82
第9表 職員の地域手当の支給状況	82
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	83
第11表 職員の住居手当等の状況	83
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	84
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	87

(民間給与関係資料)

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査について	90
第14表 産業別・企業規模別調査事業所数	91
第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	92
第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	102
第17表 民間における家族(扶養)手当の支給状況	102
第18表 民間における住宅(住居)手当の支給状況	103
第19表 民間における特別給の支給状況	103
第20表 民間における初任給の改定状況	103
第21表 民間における給与改定の状況	104
第22表 民間における定期昇給の実施状況	104
第23表 民間における定期昇給制度の状況	104
第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	105
第25表 民間における定年制の状況	105
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	105
第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	105

(生計費関係資料)

平成31年4月の標準生計費算定方法の概要	108
第28表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	109

(労働経済関係資料)

第29表 労働経済指標	112
-------------	-----

(健康経営の推進等に関する職員アンケート関係資料)

健康経営の推進等に関する職員アンケートの結果について	118
----------------------------	-----

職員給与関係資料

2019年（平成31年）職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成31年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集計

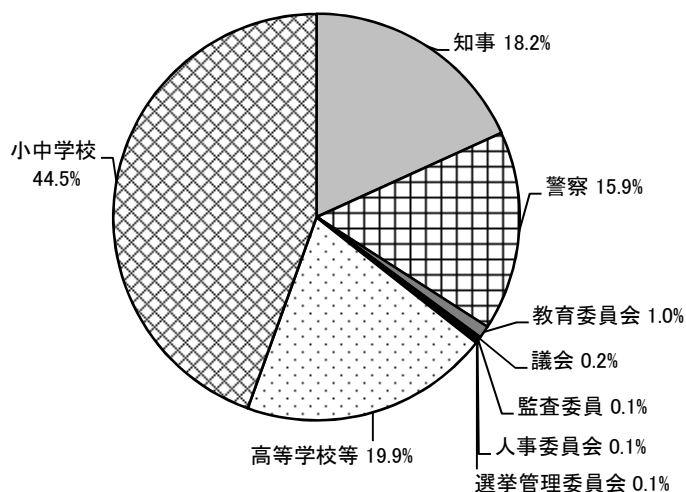
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

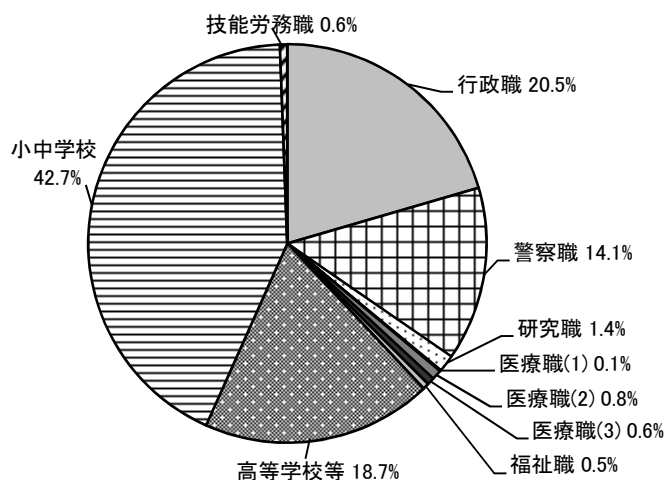
部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2,367	257	134	26	15	10	6	187	302	3,304
警察職	-	2,281	-	-	-	-	-	-	-	2,281
研究職	206	15	-	-	-	-	-	-	-	221
医療職(1)	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
医療職(2)	123	1	-	-	-	-	-	-	2	126
医療職(3)	103	2	1	-	-	-	-	-	-	106
福祉職	80	-	-	-	-	-	-	-	-	80
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,991	-	3,009
小学校および中学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	-	6,874	6,892
技能労務職	47	7	-	-	-	-	-	37	-	91
計	2,943	2,563	171	26	15	10	6	3,215	7,178	16,127

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人(小学校および中学校等教育職36人、行政職1人)を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				男女平均年齢
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	
		%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行政職給料表		-	15.7	13.2	71.1	68.1	42.9	31.9	39.6	41.8
警察職給料表		0.1	44.0	3.0	52.9	90.7	39.3	9.3	32.7	38.7
研究職給料表		-	3.6	5.4	91.0	79.2	44.6	20.8	40.4	43.7
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	100.0	45.1	-	-	45.1
医療職給料表(2)		-	-	15.9	84.1	49.2	45.5	50.8	42.2	43.9
医療職給料表(3)		-	-	34.9	65.1	8.5	34.1	91.5	45.0	44.0
福祉職給料表		-	3.7	27.5	68.8	47.5	38.9	52.5	39.9	39.4
高等学校等教育職給料表		-	1.4	3.2	95.4	57.0	44.6	43.0	42.3	43.6
小・中学校等教育職給料表		-	-	5.9	94.1	47.4	41.1	52.6	40.3	40.6
技能労務職給料表		38.5	50.5	8.8	2.2	79.1	52.1	20.9	51.5	52.0
計		0.2	10.1	6.9	82.8	60.0	41.9	40.0	40.4	41.3

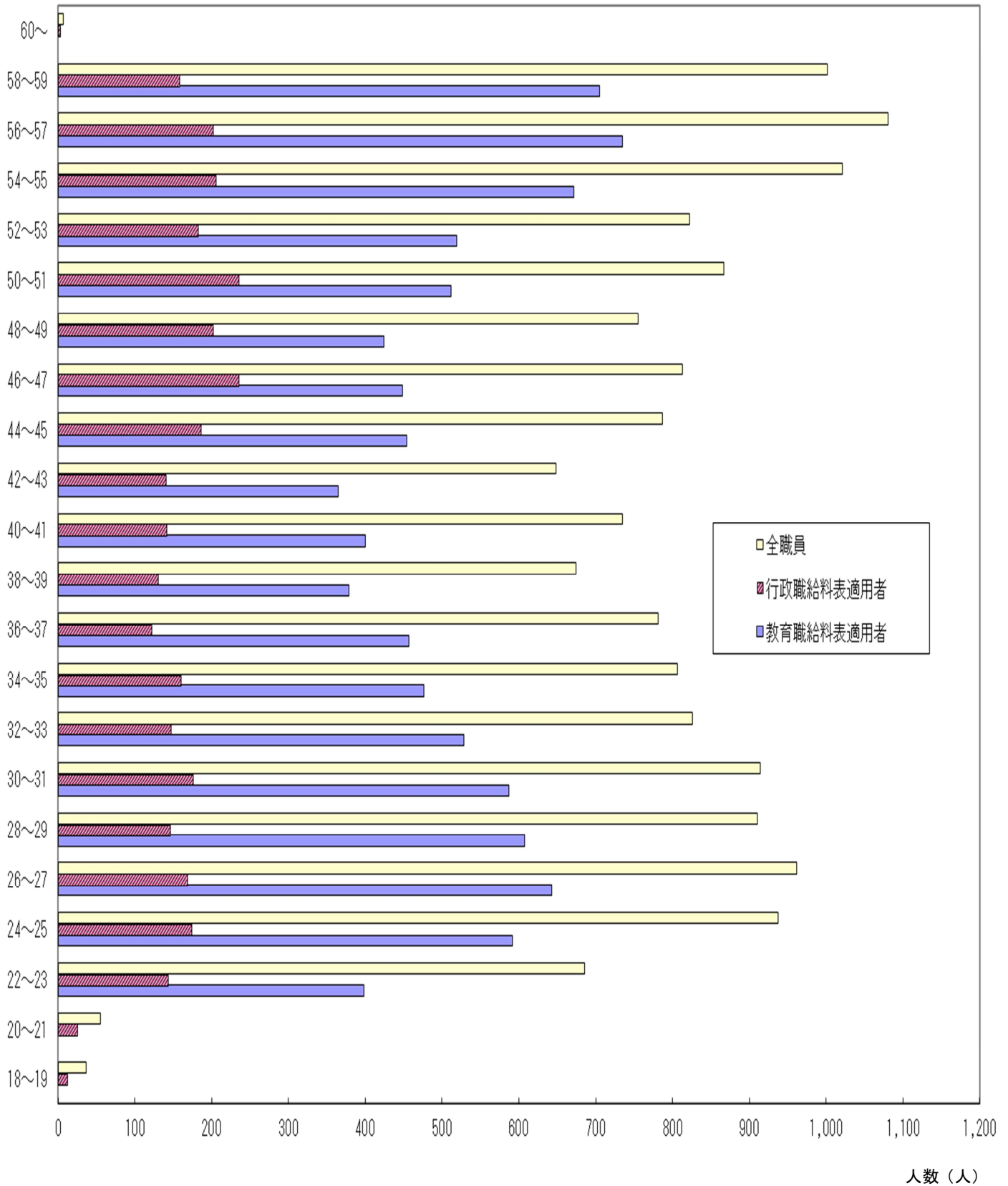
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
～ 24	7.6	8.1	1.8	5.2	20.0	1.1	7.0	4.8	8.0	11.3	7.8
25 ～ 29	11.6	12.3	8.6	10.9	7.5	1.1	15.6	12.5	16.9	14.5	14.4
30 ～ 34	12.3	12.5	14.0	10.8	12.5	2.2	13.9	11.7	14.9	14.0	13.5
35 ～ 39	10.0	9.7	14.0	9.2	15.0	5.5	10.6	8.2	11.7	16.6	11.3
40 ～ 44	11.7	11.7	13.1	12.9	8.8	7.7	10.0	11.6	9.3	14.9	11.1
45 ～ 49	15.2	15.8	16.8	10.0	10.0	12.1	11.1	14.5	9.7	10.7	12.1
50 ～ 54	15.9	15.5	16.3	20.1	10.0	24.2	14.1	16.9	12.8	8.7	13.7
55 ～ 59	15.5	14.3	15.4	19.3	16.2	46.1	17.7	19.8	16.7	9.3	16.0
60 ～	0.2	0.1	-	1.6	-	-	-	-	-	-	0.1
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3,945	3,304	221	249	80	91	9,901	3,009	6,892	2,281	16,127

2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

区分 年月 給与項目	一般職員 (教育職員および警察職員を除く。)		全職員	
	平成31年4月	平成30年4月	平成31年4月	平成30年4月
	円	円	円	円
給料	326,382	328,782	346,838	347,876
扶養手当	9,186	9,179	8,865	8,699
地域手当	26,337	26,580	27,192	27,277
計	361,905	364,541	382,895	383,852

給料表別

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	計
	歳	円	円	円	円
行政職給料表	41.8	322,317	9,331	25,953	357,601
警察職給料表	38.7	325,488	13,978	25,629	365,095
研究職給料表	43.7	356,402	10,414	28,122	394,938
医療職給料表(1)	45.1	443,406	9,865	81,529	534,800
医療職給料表(2)	43.9	338,600	8,540	26,519	373,659
医療職給料表(3)	44.0	339,875	5,049	26,114	371,038
福祉職給料表	39.4	322,282	7,508	24,944	354,734
高等学校等教育職給料表	43.6	378,284	8,677	29,244	416,205
小学校および中学校等 教育職給料表	40.6	351,883	7,071	27,302	386,256
技能労務職給料表	52.0	350,160	8,007	26,862	385,029

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		
2									
3									
4		1							
5									
6		1							
7									
8		58							
9	8	9							
10		18							1
11		3							
12	5	40							
13		8							7
14	1	20	4						8
15		15	4						3
16	11	38	6						1
17	4	3	8				1		
18	1	21	4						
19	2	9	5						
20	8	27	7						
21	1	11	4						
22	2	30	5					1	
23		10	21					2	
24	12	20	12					1	
25		22	17					1	
26	3	12	7						
27		19	19			1		4	
28	9	15	13				1	10	
29	64	19	22				2	6	
30	6	10	10					2	
31	2	12	29				3	2	
32	67	11	20				19	4	
33	8	23	19				12	2	
34	10	5	10				4		
35	2	16	26				17	2	
36	69	10	12		1		13		
37	14	6	17				5	1	
38	18	5	6				7		
39	8	3	22				7	1	
40	3	2	10				5		
41	1	1	14				5		
42	1		6				7		
43	1		12	2			3	1	
44		1	12						
45	1	1	12	18			1	2	
46	1	1	7	17		1	1		
47	1		7	9					
48			12	2					
49			7	19					
50			11	10		5			
51			15	16		13			
52			7	15		8	1		
53			12	18	1	47			
54	1		10	13		3			
55	1		24	15	1	12			
56		1	12	6		6			
57			9	16	1	7			
58	2		9	13		5	1		
59	1		25	11	2	13			
60			16	9	1	11			
61		1	14	28	2	20	3		
62			6	11		7			
63	1		12	14		8			
64	1		4	10	4	8			
65			2	26	6	8			
66	1		1	9	3	12			
67			4	21	6	6			
68	1		2	16	15	15			
69			5	22	19	7			
70			1	17	5	12			
71			2	19	7	3			
72	7		3	8	4	8			
73	1		5	22	26	6			
74			1	14	13	3			
75	2		2	18	20	7			
76	1	1	3	16	14	5			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77		1		1	10	23	3			
78		1		2	17	9	6			
79				1	26	14	13			
80		1	1	3	5	5	4			
81				1	15	14	13			
82					19	4	8			
83		2		1	13	18	10			
84		1			12	15	6			
85				2	9	11	57			
86				1	12	13				
87				2	8	20				
88					4	10				
89				2	2	15				
90				2	7	7				
91					5	8				
92					7	6				
93					107	53				
94										
95										
96										
97				1						
98										
99				1						
100				2						
101										
102										
103										
104				1						
105										
106				1						
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113				3						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計		370	540	672	758	396	387	119	42	20
総計						3,304				

警察職給料表

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	9								
10									
11									
12	9								
13	4								
14	1								
15									
16	14		2						
17	1								
18	2								
19									
20	12		1						
21									
22	2	1	1						
23		1							
24	18	60		2					
25	32	2							
26	7	2	2						
27	5	3	1						
28	56	39	10						
29	4	1							
30	6	9	4	3					3
31	4	8	1	1					3
32	11	34	8	6					4
33	1	4	1	1					2
34	3	13	11	2					
35	2	3	1	1					2
36	5	41	18	3					
37	2	4	2	3					
38	1	25	13	1					1
39		7	2	2					1
40		23	21	9	1				
41	1	8	6	2					
42		17	18	7					
43		5	4	5	1			1	1
44	2	18	14	11				1	
45		1	6	4	2			7	1
46		13	11	8	2			1	
47		5	5	4				3	
48		9	19	6	3			1	
49		1	3	11	1			1	
50		6	14	10	3			2	
51		2	2	11	4				
52		2	11	12	1			1	
53		5	4	15	2		12		
54		4	20	9	2		6	1	
55		2	9	12	3		5	2	
56		2	21	12	2		2	1	
57		3	5	17	4		2		
58		2	16	11	7				
59		2	7	11	5		1	1	
60		1	9	10	3		2		
61		1	9	10	4		4	2	
62			18	10	4				
63			2	12	7		1		
64		1	9	11	7		1		
65			6	18	5		1		
66		1	9	10	2		1		
67			7	20	5		3		
68		1	6	15	7	3	2		
69			8	14	22	3	3		
70			3	7	4	2	2		
71		1	11	13	5	2			
72			4	9	10	1	1		
73			6	13	15	2			
74			4	9	2				
75			6	11	6	2	1		
76		1	4	7	2				

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			4	12	12	1			
78			3	9	9	4			
79			3	8	7	3	2		
80			2	5	10	3			
81			4	10	12	2	1		
82				7	2	1			
83			1	4	2	38			
84			3	12	5	5			
85			1	11	9	1			
86			1	7	5	1			
87			1	10	2	5			
88			3	3	1	1			
89		1	2	16	6				
90				7	6	2			
91			1	6	2	1			
92				8	3				
93				9	47	2			
94			2	4					
95			1	6					
96		1		2					
97			1	9					
98				6					
99				5					
100				5					
101				13					
102		1	1	3					
103				5					
104				9					
105			2	9					
106				8					
107				6					
108			1	4					
109				5					
110				1					
111			1	3					
112				2					
113				2					
114				8					
115				3					
116				2					
117				4					
118				1					
119				3					
120				3					
121				7					
122				3					
123				2					
124				7					
125			1	37					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	214	397	454	742	293	85	53	25	18
総計					2,281				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11					
12					
13		2			
14		1			
15					
16		4	1		
17			1		
18					
19					
20		3	1		
21					
22		1			
23			1		
24		2			
25		1	1		
26		1	1		
27		1			
28		3	1		1
29		1	1		
30		1	4		
31		1	1		
32		3			
33					1
34		2	3		
35					
36		1	1		
37		1			
38		1	2		
39		2	1		
40		2	4		
41			1		
42					
43		2	1		
44		1			
45			1		
46		1	6		
47		1	1	10	
48					
49		5	1		
50			2	1	
51		1	3	4	
52		1	1	1	
53		2		2	
54		1	2	1	
55		4	3	5	
56		2	1	1	
57		1	1	2	
58					
59		1	2	2	
60		2			
61			1	2	
62				1	
63			2		
64			1	2	
65			1	2	
66		1		2	
67		1	1	3	
68		1	2	1	
69				3	
70		1	2		
71			1		
72			2		
73					
74			3		
75					
76					

給 号	級	1	2	3	4	5
77				2		
78				1		
79				1		
80				2		
81				4		
82			1	1		
83				2		
84				4		
85				4		
86				1		
87						
88						
89				20		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	66	108	45	2
総計				221		

医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	3			
6				
7				
8	2			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27		1		
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				1
40				1
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				1
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				
61				1
62				1
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				

給 号	級	1	2	3	4
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		6	1	2	8
総計		17			

医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		2					
9			1				
10							
11							
12		1					
13							
14			1				
15		1					
16			1				
17		2					
18			1				
19							
20		3	4				
21							
22							
23			2				
24		1	1				
25							
26			1				
27			1				
28							3
29							
30							
31			1				
32			3				
33			1				
34			1				
35							
36			1				
37							
38			1				
39			1				
40							
41					2		
42					1		
43			1				
44			4			3	
45							
46					1		
47			2	2			
48				1		5	
49					1	1	
50			1			1	
51				1			
52							
53				1			
54							
55			1				
56				1	3	2	
57			2	1		2	
58					1	1	
59			1		1		
60						1	
61					1		
62				2			
63					1		
64			1		1		
65			1		1	9	
66							
67				1	1		
68					1		
69							
70					1		
71					1		
72							
73					1		
74							
75					1		
76					1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
77								
78								
79					1	2		
80						1		
81								
82						1		
83						1		
84								
85					1	14		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		0	10	36	12	40	25	3
総計					126			

医療職給料表（3）

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4				2			
5							
6							
7							
8							
9							
10				1			
11							
12				1			
13							
14				2			
15							
16			4				
17							
18							
19							
20			4				
21							
22							
23			1	3			
24			2				
25				1			
26							
27			1	1			
28			3				
29				2			
30							
31							
32							
33				2			
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42					1		
43							
44				1			6
45							
46							1
47					1		
48							3
49							
50					2		1
51							
52							2
53							1
54							1
55							1
56							
57					1		
58							
59					1		
60			1		1		
61							
62					1		
63							
64					1		
65					2	1	
66					2		
67						1	
68					1		
69							
70					2	1	
71					1		
72					1	2	
73						1	
74							
75							
76							

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	1	
78						3	
79							
80					1	1	
81						1	
82							
83					1	2	
84					1	3	
85					1	2	
86						2	
87						2	
88					1	1	
89						1	
90						1	
91						1	
92							
93						7	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	16	16	24	34	16
総計		106					

福祉職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14		1				
15						
16		1				
17						
18						
19						
20						
21		1				
22						
23						
24						
25	8					
26						
27	1	1				
28	5	1				
29						
30						
31						
32	1	3				1
33						
34	1					
35	2	1				
36						
37		2				
38		1				
39						
40		1				
41						
42		2				
43		1				
44						
45		1	1			
46		1				
47						
48		1				
49		1				
50						
51			1		2	
52			1	1		
53					1	
54						
55		1	1			
56						
57			1			
58			1	1		
59		1				
60			1			
61					1	
62						
63				3		
64						
65					1	
66				1		
67				1		
68				2		
69		1				
70						
71		1				
72						
73				1		
74						
75						
76						

給号 級	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89				1		
90						
91						
92			1			
93				12		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	18	25	8	23	5	1
総計	80					

高等学校等教育職給料表

給 号	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			27			
6			6			
7			3			
8			46			
9						
10			9			
11			5			
12			43			
13			1			
14			7			
15			3			
16			46			
17			9			
18			14			
19			7			
20			47			
21						
22			20			
23			5			
24			60			
25			3			
26			21			3
27			7			1
28			27			1
29			2			1
30			24			4
31			13			19
32			22			7
33			18			3
34			12			4
35			33			6
36			11			1
37			22			19
38	1		7			
39			21			
40			6			
41	1		10			
42	1		24			
43			13			
44			21			
45			12			
46			25			
47	1		17			
48			26			
49			8			
50			25			
51			8			
52			23			
53			10			
54	1		11			
55	1		10			
56			17			
57			8			
58			16		1	
59			11		1	
60	1		20			
61	1		9			
62			17			
63			7			
64			11		3	
65			10		1	
66			19			
67			8		1	
68			20		17	
69			10		5	
70			22		7	
71			11		7	
72			22		6	
73			15		11	
74			21		12	
75			9		5	
76			12		4	

号給	級	1	2	特2	3	4
77		1	11		27	
78			13			
79			7			
80			12			
81			11	1		
82			18			
83			9			
84			13	2		
85			7			
86	1		16			
87			11			
88			23	2		
89			17			
90	1		15			
91			23	1		
92			20			
93			14			
94			17			
95			13	1		
96			15			
97			18			
98			22			
99			22			
100			20	1		
101			18			
102			17	1		
103	1		18			
104			13			
105	1		28			
106			20	1		
107			12			
108			17			
109			12			
110			28			
111			13			
112			32			
113			6			
114			29			
115			11			
116			23			
117			10			
118			14			
119			10			
120			16			
121			17			
122			18			
123			25			
124			26			
125			21			
126			12			
127			21			
128			12			
129			19			
130			22			
131			22			
132			33			
133			31			
134			38			
135			38			
136			60			
137			38			
138			65			
139			72			
140			76			
141			66			
142			61			
143			66			
144			48			
145			43			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		13	2,809	10	108	69
総計				3,009		

小学校および中学校等教育職給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17		144			
18		14			
19					
20		154			
21					4
22		21			18
23		6			111
24		209			53
25		1			20
26		33			18
27		5			9
28		172			5
29		17			10
30		34			10
31		7			10
32		195			5
33		9			11
34		34			4
35		11			3
36		185			2
37		5			27
38		41			
39		25			
40		91			
41		9			
42		93			
43		26			
44		51			
45		53			
46		32			
47		92			
48		34			
49		80			
50		20			
51		97			
52		28			
53		43			
54		48			
55		40			
56		73			
57		22			
58		56			
59		27			
60		83			
61		22	1		
62		59			
63		24			
64		59			
65		21			
66		41	1	1	
67		26			
68		40			
69		22	1		
70		57			
71		28			
72		63			
73		25	1		
74		75	1	2	
75		25		1	
76		53		1	

級 号給	1	2	特2	3	4
77		26			
78		67	1	1	
79		25		4	
80		50		2	
81		17		3	
82		72		6	
83		21		2	
84		49	1	67	
85		27	2	7	
86		54	1	16	
87		24	1	19	
88		36	1	48	
89		27		15	
90		40	4	54	
91		23	1	16	
92		54	2	44	
93		26		64	
94		52	3		
95		14			
96		32	21		
97		23			
98		41			
99		27	2		
100		30	1		
101		20	1		
102		41	3		
103		25	2		
104		15	3		
105		20			
106		29			
107		23	1		
108		36	1		
109		21			
110		26			
111		19			
112		26			
113		15			
114		31			
115		16			
116		30			
117		19			
118		28			
119		16			
120		35			
121		15			
122		37			
123		16			
124		36			
125		12			
126		34			
127		14			
128		23			
129		21			
130		31			
131		18			
132		28			
133		20			
134		31			
135		34			
136		24			
137		27			
138		23			
139		29			
140		23			
141		33			
142		32			
143		39			
144		48			
145		25			
146		39			
147		34			
148		58			
149		48			
150		73			
151		142			
152		118			
153		97			
154		94			
155		114			
156		85			
157		158			
計	0	6,142	57	373	320
総計			6,892		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41		1	
42			
43			
44			1
45			
46		1	
47			
48			
49			
50		1	
51			1
52			
53			
54			
55			
56			1
57			
58			1
59			
60			
61			
62			1
63			
64			
65			
66			1
67			
68			
69			1
70		1	
71			
72		1	
73			2
74			
75			
76			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77 78 79 80			1
81 82 83 84			1 1
85 86 87 88			1
89 90 91 92			
93 94 95 96			1
97 98 99 100			3 1
101 102 103 104		1	2 1 2 2
105 106 107 108			2 4 2 2
109 110 111 112			2 1 2
113 114 115 116		1 1	1 3 1
117 118 119 120		1	2 1 1
121 122 123 124			2 1 1 1
125 126 127 128			2 1 1
129 130 131 132			1 1 1 2
133 134 135 136			3 2
137 138 139 140			2 2 3
141 142 143 144			7
145 146 147 148			
149 150 151 152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153 154 155 156			
157 158 159 160			
161 162 163 164			
165 166 167 168			
169 170 171 172			
173			
計	0	9	82
総 計		91	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人	円	人	円
		2,348	320,809	519	317,227
1年未満		65	187,252	8	153,000
1年以上 2年未満		70	192,641	6	157,467
2年以上 3年未満		88	198,952	12	163,133
3年以上 5年未満		160	210,277	12	175,508
5年以上 7年未満		137	225,959	26	189,600
7年以上 10年未満		224	246,814	26	205,219
10年以上 15年未満		248	283,776	55	241,796
15年以上 20年未満		270	332,325	52	271,490
20年以上 25年未満		282	371,146	48	333,375
25年以上 30年未満		375	391,547	90	362,301
30年以上 35年未満		307	412,102	78	384,217
35年以上		122	427,015	106	397,627

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養手当 受給者	扶養親族数				受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数
		配偶者	子供	配偶者・ 子以外	計		
行政職	1,464	842	2,172	88	3,102	2.1	0.9
警察職	1,437	1,034	2,341	30	3,405	2.4	1.5
研究職	117	66	163	1	230	2.0	1.0
医療職(1)	9	4	11	0	15	1.7	0.9
医療職(2)	51	19	85	2	106	2.1	0.8
医療職(3)	29	3	41	2	46	1.6	0.4
福祉職	31	15	43	4	62	2.0	0.8
高等学校等教育職	1,255	569	1,900	71	2,540	2.0	0.8
小学校および 中学校等教育職	2,415	989	3,662	149	4,800	2.0	0.7
技能労務職	45	33	38	7	78	1.7	0.9
計	6,853	3,574	10,456	354	14,384	2.1	0.9

注1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	21	64	177	288	140	377	335	1,402	62,346

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員(人)		16,127	22	17	16,088
構成比(%)		100.0	0.1	0.1	99.8
平均手当月額(円)		27,192	73,176	81,529	27,072

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 59	人 1	人 0	人 11	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 71	円 33,831

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対 する 割 合	平 均 手 当 額
支 給 を 受 け て い る 者		人 2,778	% 17.2	円 28,811
対 象	職 員 自 ら が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ①	2,778	17.2	28,811
	配 偶 者 等 が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ②	0	0.0	0
全職員1人当たりの手当額		4,963円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
9,001円以上 23,000円以下		3	0.1
23,001円以上 55,000円以下		970	34.9
55,001円以上		1,805	65.0
計		2,778	100.0
平均家賃額	60,624円		

注 1の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	14,990	92.9	100.0
交通機関のみ利用者	2,598	16.1	17.3
交通用具のみ利用者	11,128	69.0	74.2
自動車利用者	10,648	66.0	71.0
自転車等利用者	480	3.0	3.2
交通機関と交通用具との併用者	1,264	7.8	8.4
自動車との併用者	1,027	6.4	6.9
自転車等との併用者	237	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,881 円		
全職員1人当たりの手当額	10,114 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,935 (690)	50.1	50.1
10,001円以上 12,000円以下	283 (108)	7.3	57.4
12,001円以上 14,000円以下	278 (72)	7.2	64.6
14,001円以上 16,000円以下	293 (75)	7.6	72.2
16,001円以上 18,000円以下	210 (56)	5.4	77.7
18,001円以上 20,000円以下	215 (71)	5.6	83.2
20,001円以上 22,000円以下	150 (60)	3.9	87.1
22,001円以上 24,000円以下	149 (49)	3.9	91.0
24,001円以上 26,000円以下	98 (23)	2.5	93.5
26,001円以上 28,000円以下	101 (29)	2.6	96.1
28,001円以上 30,000円以下	44 (13)	1.1	97.3
30,001円以上 32,000円以下	24 (4)	0.6	97.9
32,001円以上 34,000円以下	25 (6)	0.6	98.5
34,001円以上 36,000円以下	20 (1)	0.5	99.0
36,001円以上 38,000円以下	14 (3)	0.4	99.4
38,001円以上 40,000円以下	6 (0)	0.1	99.5
40,001円以上 42,000円以下	4 (0)	0.1	99.6
42,001円以上 44,000円以下	5 (1)	0.1	99.7
44,001円以上 46,000円以下	0 (0)	0.0	99.7
46,001円以上 48,000円以下	2 (1)	0.1	99.7
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.7
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.1	99.8
52,001円以上	5 (2)	0.1	100.0
計	3,862 (1,264)	100.0	—
平均所要額	12,400 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,900 (266)	16.3	16.3
5km以上 10km未満	3,202 (171)	27.4	43.7
10km以上 14km未満	2,081 (117)	17.8	61.5
14km以上 18km未満	1,407 (105)	12.1	73.6
18km以上 22km未満	1,094 (109)	9.4	82.9
22km以上 26km未満	729 (69)	6.2	89.2
26km以上 30km未満	410 (40)	3.5	92.7
30km以上 34km未満	272 (10)	2.3	95.0
34km以上 38km未満	185 (18)	1.6	96.6
38km以上 42km未満	153 (24)	1.3	97.9
42km以上 46km未満	102 (33)	0.9	98.8
46km以上 50km未満	46 (16)	0.4	99.2
50km以上 54km未満	39 (18)	0.3	99.5
54km以上 58km未満	22 (12)	0.2	99.7
58km以上 62km未満	13 (9)	0.1	99.8
62km以上	20 (10)	0.2	100.0
計	11,675 (1,027)	100.0	—
平均使用距離	13.8 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	430 (221)	60.0	60.0
5km以上 10km未満	167 (12)	23.3	83.3
10km以上 15km未満	69 (0)	9.6	92.9
15km以上 20km未満	36 (2)	5.0	97.9
20km以上 25km未満	9 (2)	1.3	99.2
25km以上 30km未満	3 (0)	0.4	99.6
30km以上	3 (0)	0.4	100.0
計	717 (237)	100.0	—
平均使用距離	6.0 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	82			81	1					
警察職給料表	6					5		1		
研究職給料表	6		5		1					
医療職給料表(2)	2			2						
医療職給料表(3)	3				3					
福祉職給料表	3		2	1						
高等学校等教育職給料表	192	11	181							
小学校および中学校等 教育職給料表	165		154		11					
技能労務職給料表	42									
給料表計	501									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	89			82	6	1				
警察職給料表	4				1	2		1		
研究職給料表	5		4	1						
医療職給料表(2)	4				4					
福祉職給料表	2		1	1						
技能労務職給料表	3									
給料表計	107									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 649 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 410 人（行政職に相当する調査実人員 344 人）、初任給関係以外の調査職種 6,144 人（行政職に相当する調査実人員 5,550 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、55,906 人であり、行政職に相当するものは 48,488 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 124	事業所 24	事業所 16	事業所 17	事業所 52	事業所 15
鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業	3	1	—	—	—	2
製造業	89	14	13	14	38	10
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業，郵便業	10	5	1	—	4	—
卸売業，小売業	1	1	—	—	—	—
金融業，保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	—	1	—	2	—
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	18	3	1	3	8	3

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 8 所あった。

2 調査対象事業所 133 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 132 所に占める調査完了事業所 124 所の割合（調査完了率）は、93.9%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	7	54.8	757,186	68	757,118	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	5	53.8	809,534	98	809,436		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	57.0	641,100	0	641,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	21	55.5	660,200	0	660,200	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	15	56.0	674,443	0	674,443		
短大卒	2	56.5	593,100	0	593,100		
高校卒	3	53.7	601,558	0	601,558		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部長	117	52.8	644,948	1,246	643,702	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	88	52.9	658,533	1,707	656,826		
短大卒	6	49.1	625,568	0	625,568		
高校卒	23	53.3	604,429	0	604,429		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	96	52.1	655,146	977	654,169	同上	同上
大学卒	67	51.8	685,778	845	684,933		
短大卒	10	52.0	614,702	619	614,083		
高校卒	18	53.0	555,328	1,729	553,599		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	48	52.5	619,421	10,787	608,634	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	42	52.8	636,763	10,198	626,565		
短大卒	3	51.4	519,411	0	519,411		
高校卒	3	49.5	518,362	28,404	489,958		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	28	54.0	744,390	0	744,390	同上	同上
大学卒	24	53.6	808,498	0	808,498		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	55.8	521,761	0	521,761		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	345	50.3	542,774	6,629	536,145	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	248	49.7	562,863	5,705	557,158		
短大卒	23	53.0	539,784	8,445	531,339		
高校卒	73	51.5	479,685	9,138	470,547		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	398	50.1	603,568	9,325	594,243	同上	同上
大学卒	257	49.9	630,830	5,060	625,770		
短大卒	36	51.1	587,270	12,920	574,350		
高校卒	99	50.7	523,456	22,609	500,847		
中学卒	6	46.9	543,537	0	543,537		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
216	47.5	489,623	65,966	423,657			
大学卒	169	46.9	505,572	70,843	434,729		
短大卒	22	47.4	396,980	37,351	359,629		
高校卒	25	52.1	456,653	56,145	400,508		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	169	46.6	589,471	41,030	548,441	同 上	同 上
大学卒	139	46.2	592,240	38,885	553,355		
短大卒	9	48.6	611,642	71,272	540,370		
高校卒	21	50.7	531,403	47,022	484,381		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	359	45.2	467,575	61,196	406,379	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	197	43.0	473,348	61,664	411,684		
短大卒	41	47.1	420,609	50,003	370,606		
高校卒	119	48.1	474,052	63,984	410,068		
中学卒	2	53.6	425,454	66,020	359,434		
技術係長	457	45.3	506,576	72,882	433,694	同 上	同 上
大学卒	240	43.6	514,894	81,688	433,206		
短大卒	35	47.8	495,714	70,177	425,537		
高校卒	179	47.5	495,801	59,844	435,957		
中学卒	3	58.0	525,205	89,976	435,229		
事務主任	296	39.6	381,983	68,862	313,121	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	190	36.2	383,227	71,630	311,597		
短大卒	43	43.8	336,853	41,633	295,220		
高校卒	63	47.9	404,693	75,968	328,725		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	406	44.6	467,538	73,369	394,169	同 上	同 上
大学卒	244	43.7	482,581	75,532	407,049		
短大卒	34	45.7	470,354	90,520	379,834		
高校卒	125	46.8	425,019	62,696	362,323		
中学卒	3	48.7	392,588	34,316	358,272		
事務係員	1,311	37.7	302,694	36,518	266,176	同 上	同 上
大学卒	590	33.2	303,495	42,075	261,420		
短大卒	237	40.0	277,718	21,971	255,747		
高校卒	481	41.9	314,252	37,370	276,882		
中学卒	3	40.8	311,094	12,998	298,096		
技術係員	1,276	39.8	342,106	44,715	297,391	同 上	同 上
大学卒	534	33.2	338,774	51,348	287,426		
短大卒	134	35.7	302,174	30,804	271,370		
高校卒	594	44.5	351,552	43,131	308,421		
中学卒	14	48.5	355,090	45,031	310,059		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9 級
大学卒	7	54.8	757,186	68	757,118		
短大卒	5	53.8	809,534	98	809,436		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	57.0	641,100	0	641,100		
工場長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	12	54.3	717,334	0	717,334		
短大卒	9	53.9	734,183	0	734,183		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	2	57.0	640,265	0	640,265		
事務部長	—	—	—	—	—	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	68	52.7	733,645	108	733,537		
短大卒	55	53.0	749,457	140	749,317		
高校卒	3	49.4	667,046	0	667,046		
中学卒	10	52.3	683,402	0	683,402		
技術部長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	66	51.6	701,249	441	700,808		
短大卒	54	51.8	714,634	59	714,575		
高校卒	7	50.5	662,919	997	661,922		
中学卒	5	50.4	563,955	4,889	559,066		
事務部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	30	54.4	792,688	0	792,688		
短大卒	28	54.5	803,059	0	803,059		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	23	54.5	836,900	0	836,900		
短大卒	22	54.8	861,544	0	861,544		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	—	—	—	—	—	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7 級、8 級
大学卒	228	50.9	598,951	6,089	592,862		
短大卒	183	50.3	609,093	4,046	605,047		
高校卒	14	55.4	587,811	9,347	578,464		
中学卒	31	52.4	545,226	16,358	528,868		
技術課長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	309	50.7	636,256	9,534	626,722		
短大卒	228	50.2	646,580	5,466	641,114		
高校卒	26	52.2	624,195	16,059	608,136		
中学卒	53	52.4	578,716	30,427	548,289		
中学卒	2	53.0	763,860	0	763,860		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
153	47.2	519,038	81,370	437,668			
大学卒	131	47.0	525,617	82,802	442,815		
短大卒	10	45.7	424,487	62,537	361,950		
高校卒	12	51.3	518,256	79,776	438,480		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	142	46.6	600,918	42,067	558,851	同 上	同 上
大学卒	123	46.3	599,567	39,065	560,502		
短大卒	7	48.5	629,886	75,242	554,644		
高校卒	12	50.5	596,288	67,084	529,204		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	250	46.1	502,381	69,297	433,084	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	138	43.7	508,842	68,708	440,134		
短大卒	24	48.0	466,713	57,552	409,161		
高校卒	87	49.2	501,243	72,435	428,808		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	402	45.4	511,312	74,205	437,107	同 上	同 上
大学卒	209	43.6	520,129	83,292	436,837		
短大卒	29	48.2	507,721	76,071	431,650		
高校卒	161	47.5	498,479	59,968	438,511		
中学卒	3	58.0	525,205	89,976	435,229		
事務主任	175	39.2	410,261	81,716	328,545	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	119	36.1	408,777	82,676	326,101		
短大卒	18	42.8	376,611	56,389	320,222		
高校卒	38	48.5	428,528	88,098	340,430		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	307	45.2	491,664	78,942	412,722	同 上	同 上
大学卒	190	44.4	502,988	78,953	424,035		
短大卒	26	46.8	504,521	103,723	400,798		
高校卒	90	47.3	449,228	70,478	378,750		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	768	37.9	322,045	42,315	279,730		行政職 1級
大学卒	339	32.8	319,346	48,790	270,556		
短大卒	139	40.8	283,893	20,554	263,339		
高校卒	289	42.5	344,330	45,683	298,647		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	961	40.2	346,904	45,892	301,012		同 上
大学卒	369	33.0	347,179	54,867	292,312		
短大卒	95	35.3	303,444	31,081	272,363		
高校卒	485	44.9	354,298	43,515	310,783		
中学卒	12	49.4	354,142	42,227	311,915		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	7	54.9	595,028	0	595,028	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	4	57.3	592,478	0	592,478		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部長	41	52.9	528,948	3,283	525,665	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	26	52.7	516,093	5,215	510,878		
短大卒	3	48.8	594,400	0	594,400		
高校卒	12	54.4	539,181	0	539,181		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	20	53.1	564,424	3,640	560,784	同 上	同 上
大学卒	8	50.8	549,366	7,915	541,451		
短大卒	3	54.6	535,863	0	535,863		
高校卒	9	54.7	587,374	1,041	586,333		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	17	50.8	456,171	22,207	433,964	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上
大学卒	13	51.1	447,532	23,498	424,034		
短大卒	2	50.1	487,357	0	487,357		
高校卒	2	49.5	480,308	36,147	444,161		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	3	54.5	508,367	0	508,367	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	100	48.4	439,905	9,047	430,858	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	57	47.8	436,718	11,926	424,792		
短大卒	8	48.3	447,923	8,015	439,908		
高校卒	34	49.4	443,833	4,751	439,082		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	54	49.1	472,913	15,734	457,179	同 上	同 上
大学卒	19	48.2	480,990	1,159	479,831		
短大卒	9	48.4	476,433	4,263	472,170		
高校卒	26	50.0	466,008	29,929	436,079		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
57	48.3	416,227	25,109	391,118			
大学卒	37	46.1	420,754	20,843	399,911		
短大卒	8	51.0	406,954	28,877	378,077		
高校卒	12	53.5	408,476	35,749	372,727		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	25	48.6	433,312	25,798	407,514	同 上	同 上
大学卒	14	46.9	450,464	35,877	414,587		
短大卒	2	49.5	432,228	32,228	400,000		
高校卒	9	51.1	406,247	8,325	397,922		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	100	43.0	377,439	41,544	335,895	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	55	41.1	374,672	42,881	331,791		
短大卒	14	46.3	365,913	48,266	317,647		
高校卒	31	44.9	387,494	36,184	351,310		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	50	43.6	434,223	54,395	379,828	同 上	同 上
大学卒	30	42.8	425,712	54,207	371,505		
短大卒	5	40.9	384,833	8,884	375,949		
高校卒	15	46.2	467,673	69,600	398,073		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	113	39.7	321,684	43,279	278,405	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	69	36.0	316,299	45,291	271,008		
短大卒	22	44.7	312,265	35,053	277,212		
高校卒	22	46.4	347,843	45,135	302,708		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	89	41.5	360,692	52,576	308,116	同 上	同 上
大学卒	48	39.3	368,647	59,908	308,739		
短大卒	8	41.5	331,710	36,945	294,765		
高校卒	32	45.0	357,521	46,648	310,873		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	446	36.0	274,880	29,769	245,111	同 上	行政職 1級
大学卒	228	33.0	275,083	31,158	243,925		
短大卒	72	38.9	273,696	29,357	244,339		
高校卒	145	39.3	273,683	27,803	245,880		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	293	36.5	305,626	35,369	270,257	同 上	同 上
大学卒	152	34.5	300,253	35,165	265,088		
短大卒	36	38.3	293,385	27,188	266,197		
高校卒	103	38.9	316,445	37,404	279,041		
中学卒	2	35.3	369,096	86,461	282,635		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	63.0	538,793	0	538,793	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	2	63.0	538,793	0	538,793		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	8	53.1	583,307	0	583,307	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	53.2	594,749	0	594,749		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	10	52.9	536,159	0	536,159	同 上	同 上
大学卒	5	52.9	572,271	0	572,271		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	52.5	494,759	0	494,759		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	2	51.5	567,630	0	567,630	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	17	53.2	443,977	1,306	442,671	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	8	51.1	470,645	0	470,645		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	55.5	409,400	2,775	406,625		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	35	46.4	472,284	493	471,791	同 上	同 上
大学卒	10	43.9	463,150	799	462,351		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	20	47.9	469,917	463	469,454		
中学卒	4	45.8	501,778	0	501,778		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
6	47.3	333,123	0	333,123			
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	4	45.5	329,334	0	329,334		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	39.5	370,776	31,041	339,735	同 上	同 上
大学卒	2	39.5	370,776	31,041	339,735		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	9	43.2	333,278	19,758	313,520	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	4	41.5	369,333	33,304	336,029		
短大卒	3	43.8	292,020	6,667	285,353		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	5	48.1	357,423	18,874	338,549	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	46.5	363,656	14,889	348,767		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	8	46.9	360,291	40,491	319,800	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	2	51.0	396,837	13,239	383,598		
短大卒	3	43.2	279,556	7,055	272,501		
高校卒	3	47.8	416,662	92,095	324,567		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	10	43.8	336,611	18,778	317,833	同 上	同 上
大学卒	6	38.8	309,712	27,206	282,506		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	50.2	367,679	1,516	366,163		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	97	41.7	249,538	15,092	234,446	行政職 1級	
大学卒	23	41.2	287,811	27,110	260,701		
短大卒	26	38.6	252,919	14,037	238,882		
高校卒	47	43.9	229,674	10,115	219,559		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	22	36.5	300,367	38,660	261,707	同 上	
大学卒	13	32.3	289,759	31,347	258,412		
短大卒	3	38.5	302,186	47,001	255,185		
高校卒	6	44.5	322,441	50,336	272,105		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	構 成 員 50 人 以 上 の 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
研 究 部 (課) 長	18	48.0	584,169	0	584,169	2 室 (係) 以 上 ま た は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
研 究 室 (係) 長	24	41.0	421,421	4,998	416,423	構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
主 任 研 究 員	45	37.5	381,472	31,267	350,205	下 記 研 究 員 よ り 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 す る 者、 上 記 研 究 部 (課) 長 お よ び 研 究 室 (係) 長 を 除 く。)
研 究 員	46	30.2	298,085	24,472	273,613	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 5 人 以 上
副 院 長	5	61.5	1,474,411	320,393	1,154,018	上 記 病 院 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者
医 科 長	13	48.9	1,308,821	389,820	919,001	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 1 人 以 上
医 師	27	37.3	1,117,068	334,232	782,836	
歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
薬 局 長	3	52.2	510,119	36,036	474,083	部 下 に 薬 剤 師 2 人 以 上
薬 剤 師	22	34.2	396,977	83,371	313,606	
診 療 放 射 線 技 師	27	36.2	395,243	96,089	299,154	
臨 床 検 査 技 師	29	38.7	368,262	70,262	298,000	
栄 養 士	26	34.4	272,168	6,895	265,273	
理 学 療 法 士	33	31.5	311,356	24,191	287,165	
作 業 療 法 士	23	31.9	291,277	10,646	280,631	
総 看 護 師 長	4	52.0	560,358	24,203	536,155	部 下 に 看 護 師 長 5 人 以 上
看 護 師 長	40	46.5	469,538	74,994	394,544	部 下 に 看 護 師 ま た は 准 看 護 師 5 人 以 上
看 護 師	116	33.3	360,270	73,592	286,678	
准 看 護 師	31	43.2	315,563	57,860	257,703	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
高等学校校長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	
高等学校教頭	5	56.3	721,042	7,575	713,467	
高等学校教諭	45	44.5	602,984	1,819	601,165	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
電話交換手	人 2	歳 56.5	円 259,856	円 1,431	円 258,425	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	4	58.4	272,119	19,646	252,473	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	X	X	X	X	X	
用務員	X	X	X	X	X	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	5	61.8	519,234	23,628	495,606	
事務・技術課長	18	61.6	312,662	8,266	304,396	
事務・技術課長代理	3	61.5	491,387	0	491,387	
事務・技術係長	34	61.9	226,551	15,491	211,060	
事務・技術主任	9	61.3	215,094	18,469	196,625	
事務・技術係員	185	62.4	237,896	11,668	226,228	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成31年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	203,243	210,183	196,704	X	
	短大卒	182,678	※ 176,750	184,453	-	
	高校卒	166,753	167,663	165,433	X	
	新卒事務員	大学卒	199,516	207,440	192,611	X
		短大卒	※ 176,430	※ 176,750	※ 176,160	-
		高校卒	165,449	166,117	※ 163,855	-
	新卒技術者	大学卒	208,600	※ 214,464	※ 203,945	-
		短大卒	※ 189,012	-	※ 189,012	-
		高校卒	167,683	168,826	166,433	X
新卒研究員	大学卒	※ 226,256	X	X	-	
新卒研究補助員	短大卒	X	X	-	-	
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 209,575	※ 214,400	※ 204,750	-	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された者をいう。なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.7%
配偶者に家族手当を支給する		(82.1%)
子に家族手当を支給する		(100.0%)
家族手当制度がない		19.3%
被扶養者の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,553 円
	配偶者と子1人	18,658 円
	配偶者と子2人	23,676 円

注1 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	46.6%
支給しない	53.4%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	29,000円以上 30,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	360,188	269,269
	上半期 (A2)	361,153	278,047
特別給の支給額	下半期 (B1)	834,944	495,145
	上半期 (B2)	790,672	494,451
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.32	1.84
	上半期 (B2/A2)	2.19	1.78
	年間計	4.51	3.62
年間の平均		4.50	

注1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据置き %	減 額 %	
大学卒	規模計	23.4	(37.7)	(55.7)	(6.6)	76.6
	500人以上	25.4	(52.8)	(33.1)	(14.1)	74.6
	100人以上 500人未満	26.6	(26.8)	(73.2)	-	73.4
	100人未満	7.4	-	(100.0)	-	92.6
高校卒	規模計	25.8	(46.4)	(53.6)	-	74.2
	500人以上	25.1	(64.0)	(36.0)	-	74.9
	100人以上 500人未満	30.0	(31.2)	(68.8)	-	70.0
	100人未満	14.9	(50.0)	(50.0)	-	85.1

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項 目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	%	%	%	%
係 員	44.2	4.9	1.6	49.3
課 長 級	35.0	4.4	1.7	58.9

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%		
係 員	88.0	88.0	21.9	11.5	54.6	0.0	12.0
課 長 級	81.4	81.4	20.5	11.4	49.5	0.0	18.6

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項 目		
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
	規模計	%	%	%
係 員	規模計	41.4	84.7	48.3
	500人以上	41.3	86.3	53.4
	100人以上500人未満	44.8	87.6	40.1
	100人未満	30.1	69.9	61.1
課 長 級	規模計	33.1	85.1	49.7
	500人以上	32.1	80.6	52.7
	100人以上500人未満	37.5	93.4	44.0
	100人未満	21.4	69.9	61.1

注 定期昇給の有無が不明および定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である（複数回答）。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	54.9 %	45.1 %	64.8 %	35.2 %	46.6 %	53.4 %
	500 人以上	58.4	41.6	57.8	42.2	36.3	63.7
	100 人以上 500 人未満	54.7	45.3	70.1	29.9	56.3	43.7
	100 人未満	44.6	55.4	60.7	39.3	38.0	62.0

第 25 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	90.0 %	10.0 %	0.0 %

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
課 長 級		50.2 %	18.8 %	49.8 %
非 管 理 職		42.3	15.8	57.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 27 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 27 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
80.0 %	80.0 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

生計費關係資料

平成 31 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人から5人世帯については、家計調査の大津市勤労者世帯における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成31年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第 28 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 31 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	24,170	38,100	47,170	56,230	65,300
住居関係費	76,740	61,570	66,300	71,050	75,780
被服・履物費	1,830	5,170	5,750	6,320	6,900
雑 費 I	41,190	36,540	62,090	87,620	113,170
雑 費 II	4,790	11,250	13,660	16,070	18,490
計	148,720	152,630	194,970	237,290	279,640

労働経済関係資料

第 29 表 労働経済指標

その 1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
平成 29 年度	※ 291.0	※ 0.4	※ 266.1	※ 0.5	147.8	12.6
30 年度	※ 295.9	※ 1.0	※ 270.7	※ 1.1	146.8	12.5
平成 30 年 4 月	298.5	0.2	272.4	0.3	150.8	13.0
5 月	294.5	0.8	269.9	0.8	146.5	12.4
6 月	296.8	0.8	271.8	0.6	152.5	12.4
7 月	296.4	0.8	271.4	0.6	150.8	12.4
8 月	295.5	1.1	270.8	1.1	145.9	11.8
9 月	295.5	0.5	271.2	0.6	143.3	12.2
10 月	298.3	1.1	272.6	1.1	150.2	12.9
11 月	298.7	1.4	272.2	1.3	153.6	13.1
12 月	297.6	0.9	271.5	1.0	145.9	12.8
平成 31 年 1 月	291.9	0.0	267.1	△0.1	136.6	12.1
2 月	292.8	0.3	267.6	0.2	142.1	12.5
3 月	295.3	△0.1	269.7	△0.2	144.1	12.8
4 月	299.5	0.3	273.4	0.3	148.7	13.1
令和元年 5 月	294.8	0.1	269.4	△0.1	141.4	12.4

注 1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、平成 27 年平均=100 とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 288.4	※△0.6	※ 259.6	※△1.6	147.4	13.2
※ 285.7	※△1.0	※ 254.2	※△2.1	147.0	14.3
287.9	△3.0	255.5	△4.0	151.6	14.9
282.7	△1.6	251.8	△3.0	144.8	13.7
286.7	△1.9	255.4	△2.7	153.6	14.2
285.7	△0.7	255.1	△1.6	150.6	13.8
286.2	0.7	255.8	△0.2	144.3	12.7
286.0	△1.3	255.9	△2.2	143.7	13.3
289.0	0.8	256.1	△1.0	147.6	14.3
288.3	0.1	255.9	△1.1	155.6	14.6
286.4	△1.2	255.1	△2.0	145.8	13.9
287.4	2.0	255.2	2.0	136.6	15.5
289.9	1.6	256.1	1.2	143.4	14.1
293.7	3.9	262.7	5.0	146.4	16.2
293.6	2.0	261.1	2.2	149.5	14.4
288.7	2.1	257.0	2.1	139.6	13.4

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③ 完全失業率 (季節調整値) (%)
	全 国		滋 賀 県		全 国	滋 賀 県	
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	
29年度	※ 102.5	※ 1.6	※ 102.8	※ 2.1	1.54	1.33	2.7
30年度	※ 103.6	※ 1.1	※ 102.2	※△0.6	1.62	1.38	2.4
平成30年4月	103.8	1.2	102.6	△0.4	1.60	1.38	2.5
5月	104.2	1.3	103.1	△0.6	1.61	1.37	2.3
6月	104.2	1.3	102.9	△1.0	1.61	1.38	2.5
7月	104.1	1.0	102.7	△1.3	1.62	1.41	2.5
8月	103.8	1.1	102.1	△1.8	1.63	1.39	2.4
9月	103.7	0.8	102.3	△0.2	1.63	1.39	2.4
10月	103.8	0.8	101.9	△0.7	1.62	1.37	2.4
11月	103.9	0.7	101.4	△1.0	1.63	1.38	2.5
12月	104.0	0.9	101.4	△0.7	1.63	1.34	2.4
平成31年1月	104.1	1.3	102.7	0.1	1.63	1.39	2.5
2月	103.9	1.2	97.9	△4.4	1.63	1.38	2.3
3月	103.1	1.1	101.3	0.2	1.63	1.36	2.5
4月	104.9	1.1	99.0	△3.5	1.63	1.38	2.4
令和元年5月	105.1	0.9	98.7	△4.3	1.62	1.35	2.4

- 注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。
 2 ①、⑤、⑥は平成27年基準である。
 3 ※は、暦年によるものである。
 4 ②の滋賀県の平成29年度、平成30年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総合)				⑥国内企業物価指数	
全国		大津市		全国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
313.0	1.2	※ 295.1	※ △9.1	100.7	0.7	101.2	0.9	99.3	2.7
318.3	1.7	※ 309.8	※ 5.0	101.4	0.7	101.8	0.5	101.5	2.2
335.0	1.5	332.9	△9.6	100.9	0.6	101.4	0.7	100.6	2.2
312.4	△0.9	298.1	△5.7	101.0	0.7	101.3	0.2	101.1	2.7
292.0	△1.6	246.0	△6.5	100.9	0.7	101.2	0.3	101.3	2.8
310.0	0.4	297.0	0.8	101.0	0.9	101.2	0.3	101.8	3.1
319.9	6.1	306.3	7.2	101.6	1.3	101.9	0.9	101.8	3.1
302.7	2.5	285.3	9.6	101.7	1.2	102.0	0.8	102.0	3.0
315.4	0.5	353.9	9.1	102.0	1.4	102.1	0.9	102.4	3.0
303.5	0.8	292.1	15.1	101.8	0.8	102.1	0.7	102.1	2.3
351.0	△0.3	369.1	10.2	101.5	0.3	101.8	0.3	101.5	1.4
325.8	2.6	382.0	47.9	101.5	0.2	102.1	0.3	100.9	0.6
302.8	4.7	311.9	△0.6	101.5	0.2	101.9	0.2	101.2	0.9
348.9	4.2	314.4	△13.7	101.5	0.5	102.3	0.9	101.5	1.3
337.2	0.7	357.6	7.4	101.8	0.9	102.6	1.1	101.9	1.2
332.3	6.4	308.9	3.6	101.8	0.7	102.7	1.4	101.8	0.6

健康経営の推進等に関する
職員アンケート関係資料

健康経営の推進等に関する職員アンケートの結果について

1 実施の目的

人事委員会では、地方公務員法第 26 条の規定に基づき、毎年、県議会および知事に対して「給与等に関する報告・勧告」を実施し、その中で働き方改革など人事行政上の課題についても提言を行っている。

また、本年 3 月には、「職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則」を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限時間を定めたところであり、同制度の適切な運用はもとより、健康経営の取組を通じて健康でやりがいをもって働ける職場環境づくりを進めることにより、公務能率の一層の向上を図っていく必要がある。

当委員会では、こうした健康経営の取組にかかる職員の意識や職場環境の変化等を把握、分析し、「報告・勧告」の基礎資料とすることを目的に、職員アンケートを実施した。

2 アンケートの概要

(1) 実施期間

令和元年 8 月 1 日（木）～ 8 月 30 日（金）

(2) 対象者

約 3,740 人

※総合事務支援システムを利用できるすべての職員

（企業職員、技能労務職員、警察職員、県立学校の教員（管理職員を除く。）、臨時的任用職員および嘱託職員を除く。）

(3) 回答者数

2,657 人

対象者数	回答者数	回答率
約 3,740 人	2,657 人	約 71 %

(4) アンケート項目

- ①健康経営の取組による成果
- ②健康経営の取組に関する課題
- ③今後推進すべき取組
- ④時間外勤務の上限規制の導入による効果
- ⑤時間外勤務の上限規制の運用上の課題

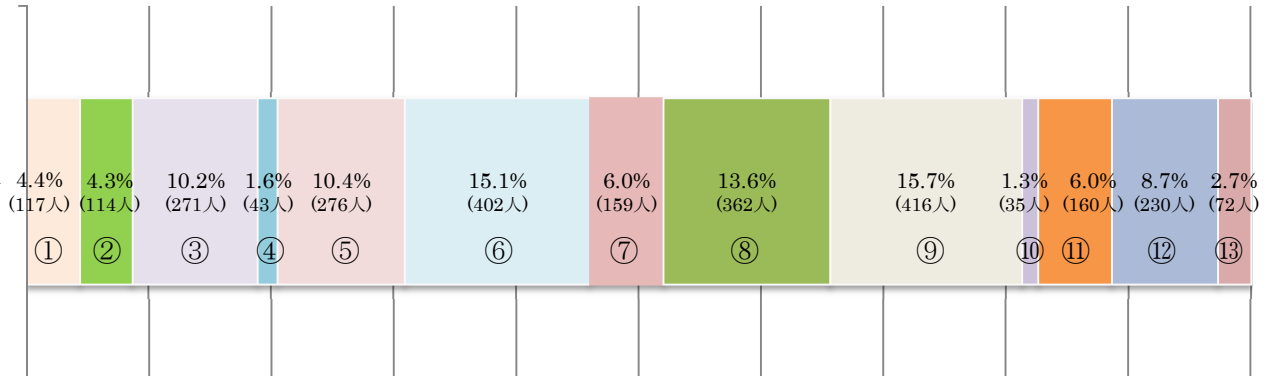
3 結果の概要

別添のとおり

健康経営の推進等に関する職員アンケート結果（概要）

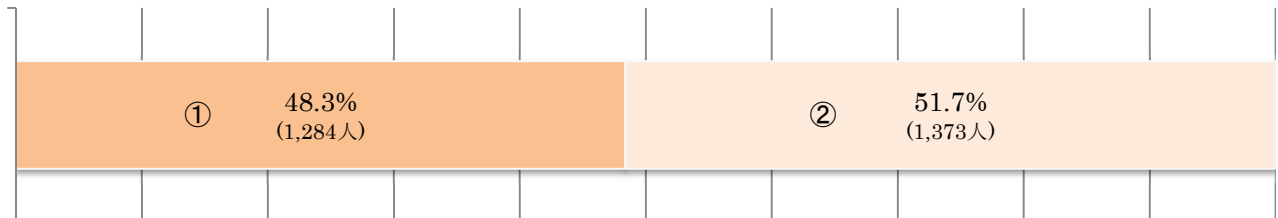
【問1】 あなたの部局を教えてください。（回答者数 2,657 人）

- | | | |
|---------------|------------------|-----------|
| ① 知事公室 | ② 総合企画部 | ③ 総務部 |
| ④ 文化スポーツ部 | ⑤ 琵琶湖環境部 | ⑥ 健康医療福祉部 |
| ⑦ 商工観光労働部 | ⑧ 農政水産部 | ⑨ 土木交通部 |
| ⑩ 会計管理局 | ⑪ 教育委員会（県立学校を除く） | |
| ⑫ 教育委員会（県立学校） | ⑬ その他の行政委員会等 | |



【問2】 あなたの勤務場所を教えてください。（回答者数 2,657 人）

- ① 本庁
- ② 地方機関



【問3】 あなたの職位を教えてください。（回答者数 2,657 人）

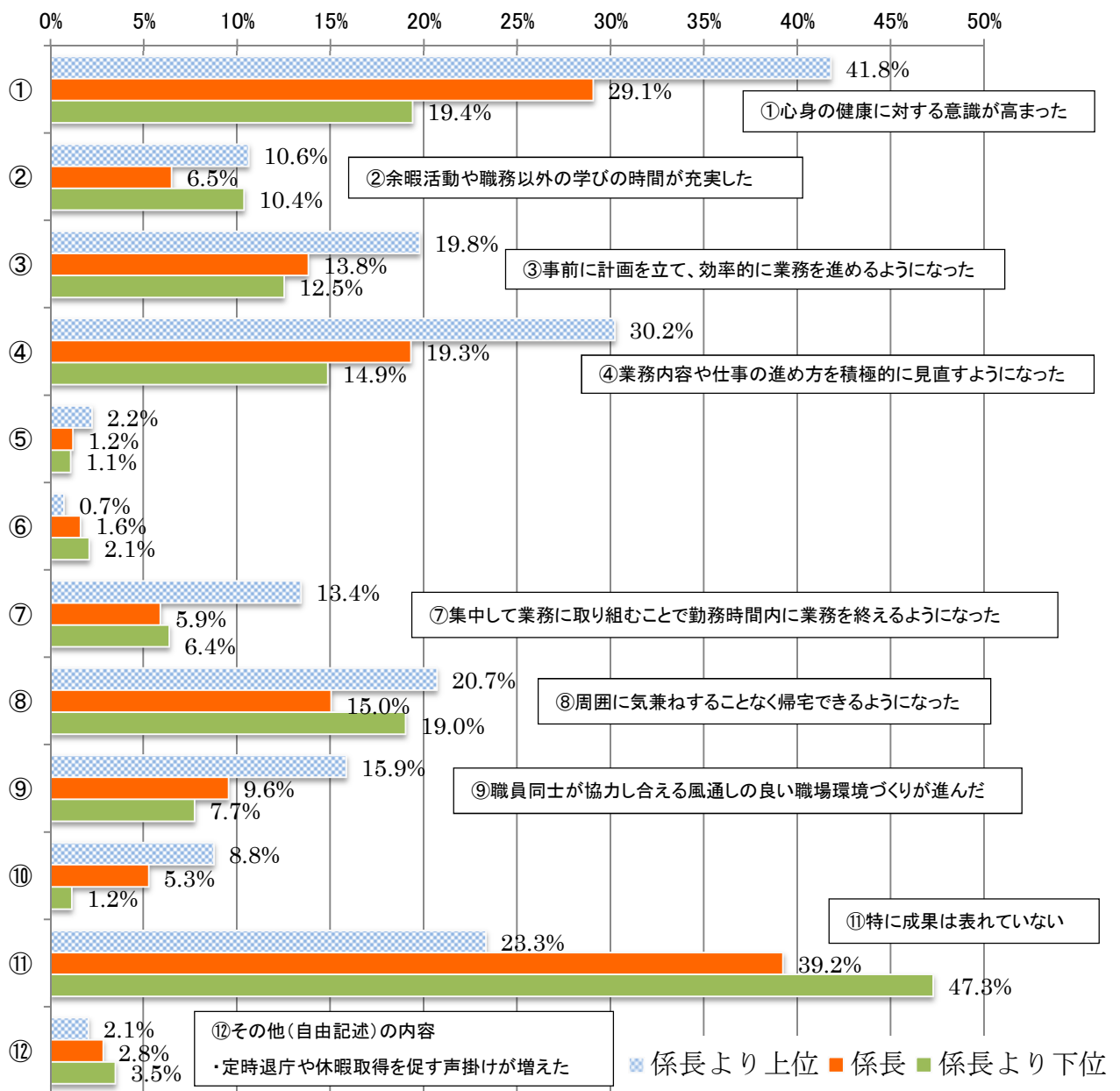
- ① 係長より上位（係長との兼務を除く。）
- ② 係長（上位職との兼務を含む。）
- ③ 係長より下位



【問4】 健康経営の取組により、どのような成果が表れていますか。

(複数回答可: 回答者数 2,657 人、延べ回答数 4,120)

- ① 心身の健康に対する意識が高まった
- ② 余暇活動や職務以外の学びの時間が充実した
- ③ 事前に計画を立て、効率的に業務を進めるようになった
- ④ 業務内容や仕事の進め方を積極的に見直すようになった
- ⑤ 仕事の質や仕事に対する満足度が向上した
- ⑥ 仕事への意欲が高まり、前向きに新しい仕事に取り組むようになった
- ⑦ 集中して業務に取り組むことで勤務時間内に業務を終えるようになった
- ⑧ 周囲に気兼ねすることなく帰宅できるようになった
- ⑨ 職員同士が協力し合える風通しの良い職場環境づくりが進んだ
- ⑩ 仕事を通じて職員を育成する意識が高まった
- ⑪ 特に成果は表れていない
- ⑫ その他

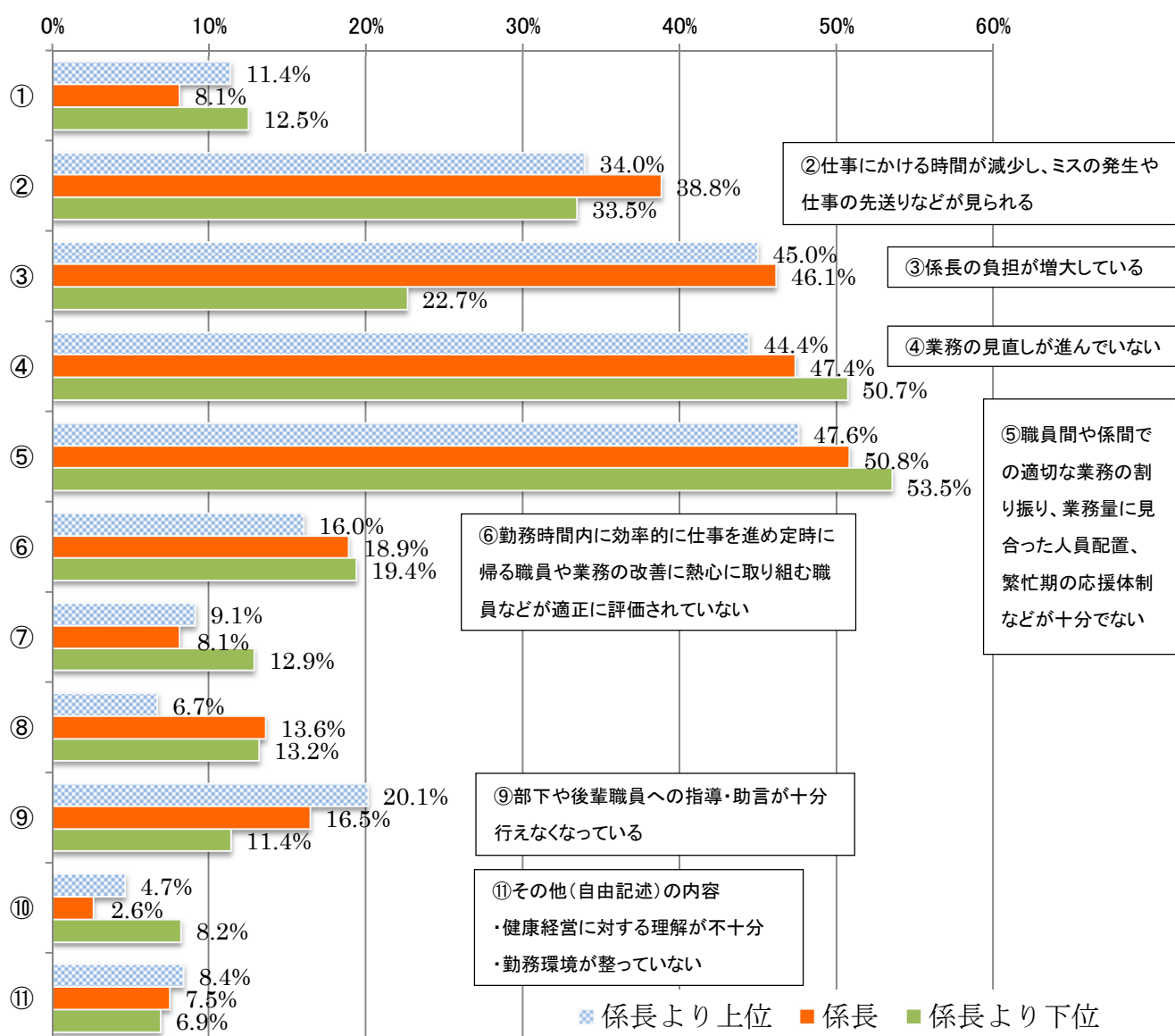


●健康経営の成果を感じている職員のうち、係長以上の職階では「①心身の健康に対する意識が高まった」、「④業務内容や仕事の進め方を積極的に見直すようになった」の割合が高く、係長より下位の職階ではこれらと同程度に「⑧周囲に気兼ねすることなく帰宅できるようになった」の割合が高い。

【問5】 健康経営に取り組む中で、どのような課題がありますか。

(複数回答可：回答者数 2,657 人、延べ回答数 6,588)

- ① 心身の健康の維持・増進など、健康経営に対する職場や職員の意識が不十分である
- ② 仕事にかかる時間が減少し、ミスの発生や仕事の先送りなどが見られる
- ③ 係長の負担が増大している
- ④ 業務の見直しが進んでいない
- ⑤ 職員間や係間での適切な業務の割り振り、業務量に見合った人員配置、繁忙期の応援体制などが十分でない
- ⑥ 勤務時間内に効率的に仕事を進め定時に帰る職員や業務の改善に熱心に取り組む職員などが適正に評価されていない
- ⑦ 管理職員の意識改革が十分でない
- ⑧ 休暇が取得しづらくなっている
- ⑨ 部下や後輩職員への指導・助言が十分行えなくなっている
- ⑩ 特に課題はない
- ⑪ その他

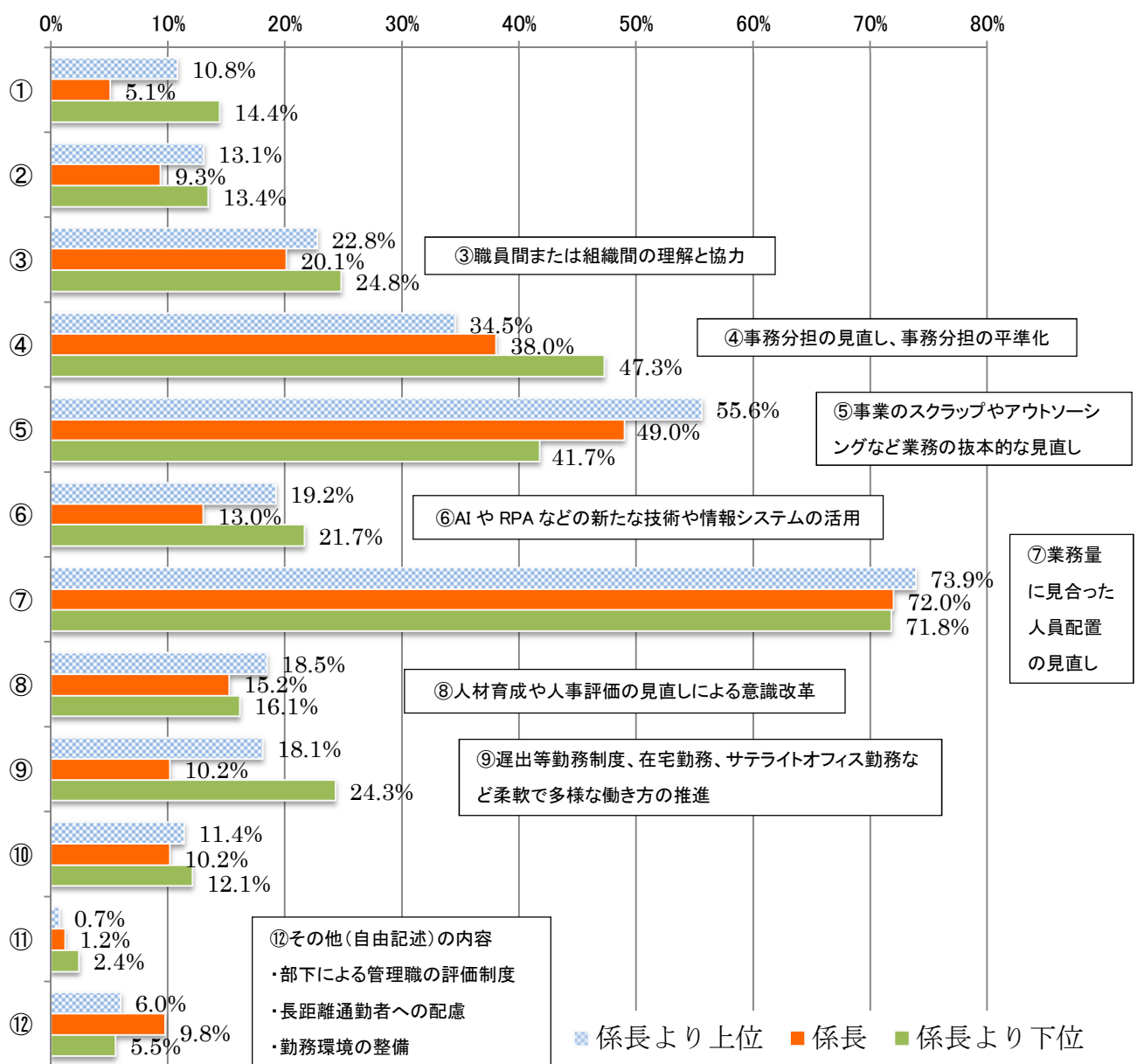


●健康経営を進める上での課題として、いずれの職階でも「⑤職員間や係間での適切な業務の割り振り、業務量に見合った人員配置、繁忙期の応援体制などが十分でない」、「④業務の見直しが進んでいない」の割合が高く、係長以上では並んで「③係長の負担が増大している」と回答する割合が高い。

【問6】 健康経営の観点から、今後さらに推進すべきと思う取組は何ですか。

(複数回答可：回答者数 2,657 人、延べ回答数 7,585)

- ① 時間外勤務の管理、事務の進捗管理の徹底
- ② 定時退庁の取組の徹底
- ③ 職員間または組織間の理解と協力
- ④ 事務分担の見直し、事務分担の平準化
- ⑤ 事業のスクラップやアウトソーシングなど業務の抜本的な見直し
- ⑥ AI や RPA などの新たな技術や情報システムの活用
- ⑦ 業務量に見合った人員配置の見直し
- ⑧ 人材育成や人事評価の見直しによる意識改革
- ⑨ 遅出等勤務制度、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など柔軟で多様な働き方の推進
- ⑩ 健康の維持・増進にかかる取組の強化
- ⑪ 特にない
- ⑫ その他

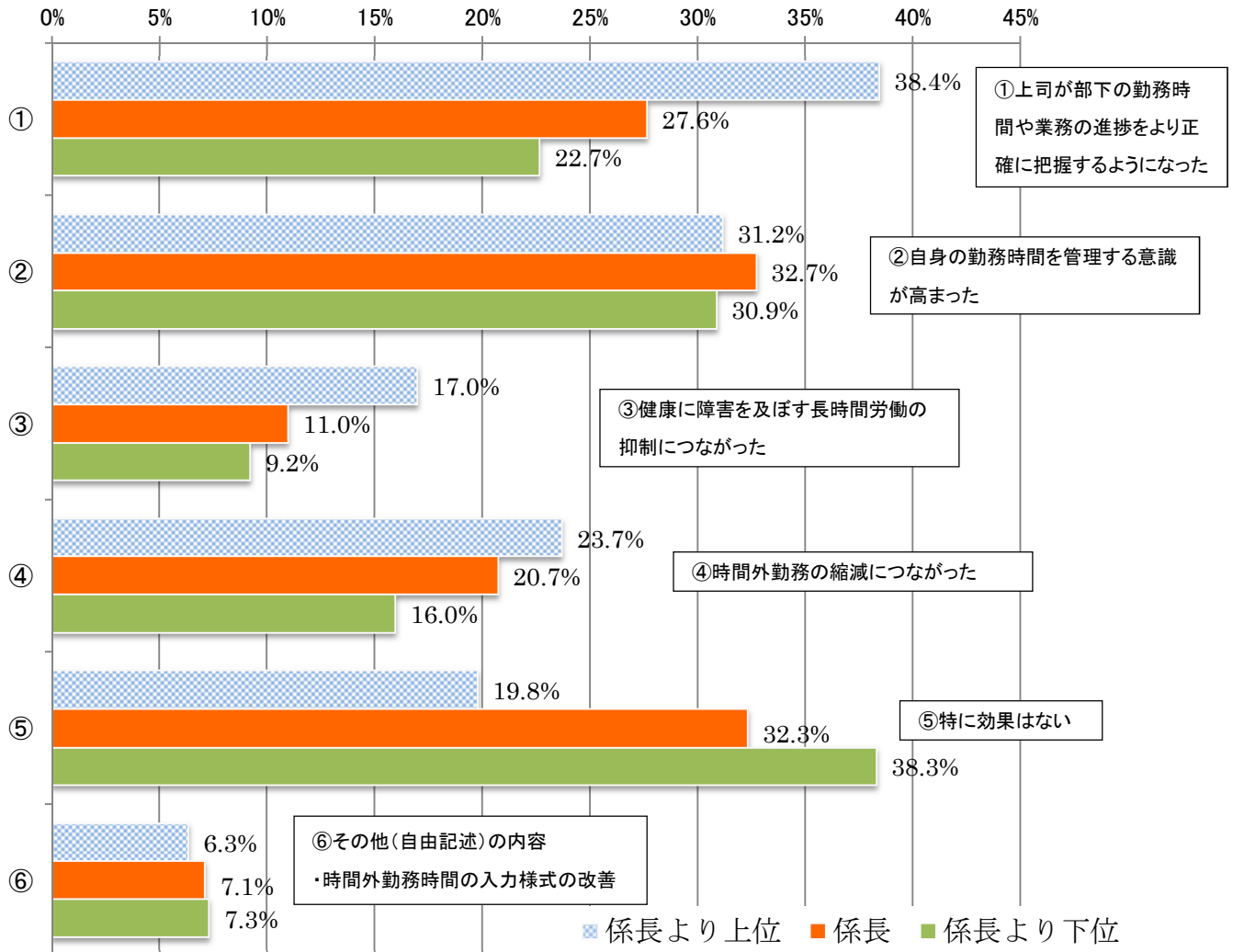


●さらに推進すべき取組では、すべての職階で「⑦業務量に見合った人員配置の見直し」の割合が最も高く、次いで係長以上では「⑤事業のスクラップやアウトソーシングなど業務の抜本的な見直し」、係長より下位では「④事務分担の見直し、事務分担の平準化」の割合が高い。

【問7】 時間外勤務の上限規制の導入により、どのような効果がありましたか。

(複数回答可：回答者数 2,657 人、延べ回答数 3,403)

- ① 上司が部下の勤務時間や業務の進捗をより正確に把握するようになった
- ② 自身の勤務時間を管理する意識が高まった
- ③ 健康に障害を及ぼす長時間労働の抑制につながった
- ④ 時間外勤務の縮減につながった
- ⑤ 特に効果はない
- ⑥ その他

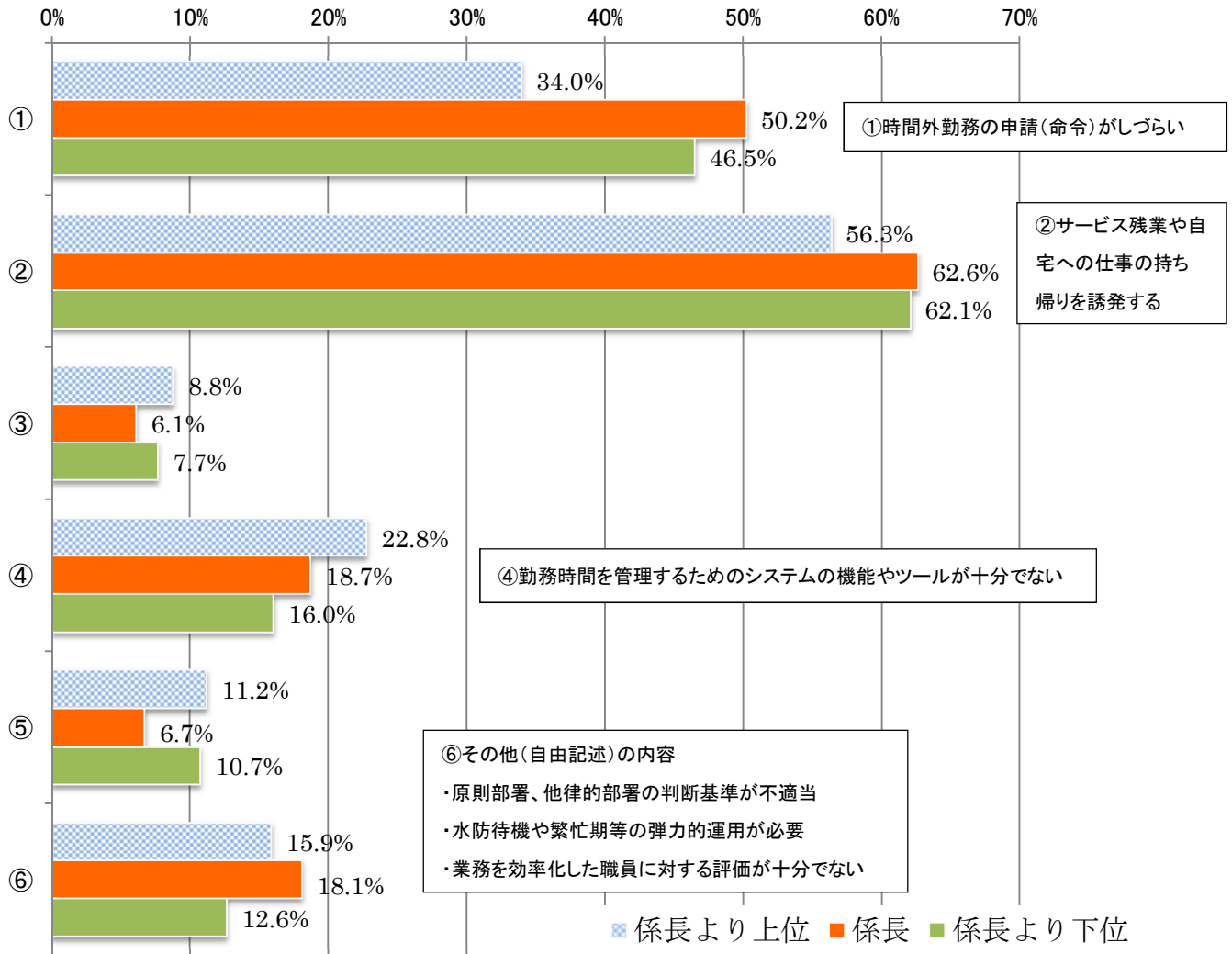


- 時間外勤務の上限規制の効果を感じている職員のうち、係長より上位では「①上司が部下の勤務時間や業務の進捗をより正確に把握するようになった」、係長以下では「②自身の勤務時間を管理する意識が高まった」の割合が最も高い。
- 職階が上位になるほど「③健康に障害を及ぼす長時間労働の抑制につながった」および「④時間外勤務の縮減につながった」の割合が高い。

【問 8】 時間外勤務の上限規制を運用する上で、どのような課題がありますか。

(複数回答可：回答者数 2,657 人、延べ回答数 4,132)

- ① 時間外勤務の申請（命令）がしづらい
- ② サービス残業や自宅への仕事の持ち帰りを誘発する
- ③ 上限時間を遵守しようとする意識が十分でない
- ④ 勤務時間を管理するためのシステムの機能やツールが十分でない
- ⑤ 特に課題はない
- ⑥ その他



●時間外勤務の上限規制の運用上の課題として、すべての職階で「②サービス残業や自宅への仕事の持ち帰りを誘発する」の割合が最も高く、次いで「①時間外勤務の申請（命令）がしづらい」の割合が高い。

●職階が上位になるほど「④勤務時間を管理するためのシステムの機能やツールが十分でない」の割合が高い。